

阪南市岬町地域自立支援協議会共同設置要綱

(設置)

第1条 阪南市及び岬町は、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を共同して行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3に規定する協議会として、阪南市岬町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること
- (2) 地域における障害者等への支援体制に関する調整及び運営評価等に関すること
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- (5) 地域課題の把握、地域診断、社会資源の開発及び改善に関すること
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、本部会議、専門会議、座長会議及び個別支援会議で構成する。

(協議会の会長)

第4条 協議会を総括するため、協議会に会長を置くものとする。なお会長の選出については、次条に定める本部会議の座長をもって充てるものとし、会長に事故あるときは、次条第

2項による本部会議の職務を代理する委員が会長の職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、第2条の事項を所掌するため、概ね10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、阪南市長及び岬町長が協議によって定める者に参加を依頼する。

- (1) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者の長
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の長
- (3) 障害者関係団体の長
- (4) 就労支援機関の代表
- (5) 当事者の代表
- (6) 関係行政機関の代表

2 本部会議は、委員の互選により座長を定める。座長は、会務を総理する。なお、座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(専門会議)

第6条 本部会議は、特別な事例に対応するため、別途、専門会議を設置することができる。

2 前項の会議は、委員の互選により座長を定める。座長は、会務を総理する。なお、座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代行する。ただし、会議の運営に関し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(座長会議)

第7条 専門会議の座長は、本部会議への報告等を必要とする事項について調整する座長会議を開催する。なお、座長会議には、協議会の会長も原則参加する。

(個別支援会議)

第8条 個別支援会議は、利用者に関わるサービス提供者や支援関係者が必要時に集まり、多職種協働により支援目標、個別支援計画の調整等を行う。

2 専門会議は、個別支援会議に対し、協議内容の報告を求めることができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催等)

第10条 本部会議は、概ね年2回、専門会議、座長会議及び個別支援会議は、随時開催する。

2 前項の会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3 本部会議及び専門会議の招集等は、それぞれの座長が行ない、座長が会議の議長となる。

4 本部会議及び専門会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 本部会議及び専門会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 1 1 条 この協議会に参画した者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 1 2 条 協議会の事務局は、阪南市長及び岬町長が協議のうえ定める。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、阪南市長及び岬町長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 2 日から施行する。